

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	調布市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/000000000000/1436403182383/index.html">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/genre/000000000000/1436403182383/index.html</a>

執行機関名 調布市長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	調布市児童育成手当条例(昭和46年調布市条例第21号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(一定の障害を有する児童を対象)
② 番号法別表第1の項	47	
③ 番号法別表第2の項	67	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		調布市個人番号の利用に関する条例第3条別表第一第一の項 調布市児童育成手当条例(昭和46年調布市条例第21号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	調布市児童育成手当条例(昭和46年10月1日条例第21号) 第1条・第4条第1項第2号
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第4条 児童育成手当は、次の各号の一に該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であって、市内に住所を有するものに支給する。 (2) 20歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有するもの
⑦ 独自利用事務の関連規範		調布市児童育成手当条例 調布市児童育成条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	調布市児童育成条例施行規則第7条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	児童育成手当(うち障害手当に限る)の受給資格及び認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	調布市児童育成条例施行規則第7条第8項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税に関する情報</u>	当該認定請求(障害手当に限る)を行う者に係る <u>道府県民税に関する情報</u>

